

第 10 自動火災報知設備

Ⅰ 受信機

(1) 常用電源

常用電源は交流電源とし、次によること。

ア 電源の電圧及び容量が適正であること。

イ 電源電圧は 300V 以下であること。

ウ 定格電圧が 60V を超える受信機の金属製外箱は、努めて接地工事を施すこと。

エ 電源は、専用回路とし、配電盤又は分電盤により、階別主開閉器の電源側から分岐すること。

ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共有する場合で、自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共有することができる。

オ 回路の分岐点から 3m 以下の箇所に各極同時に開閉できる開閉器及び過電流器（定格遮断電流 20A 以下のもの）を設けること。

カ 開閉器の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示を付しておくこと。

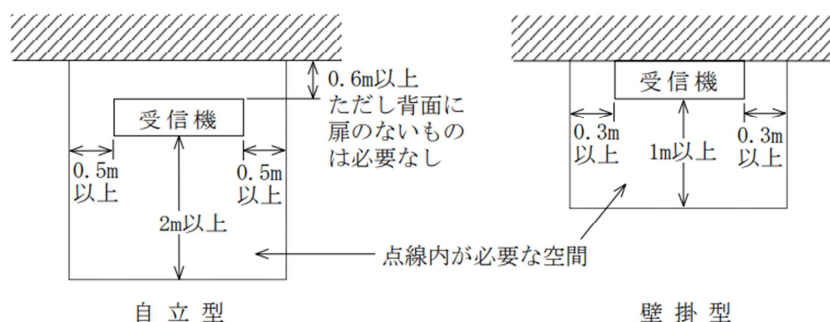
(2) 非常電源

非常電源の基準によるほか、受信機の予備電源が当該自動火災報知設備の非常電源として必要な容量以上である場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置場所等

ア 温度若しくは湿度が高く又は衝撃、振動等が受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

イ 扉の開閉に支障のない位置とし、操作上・点検上障害とならないよう、有効な空間を、次により確保すること。



ウ 地震時の振動による障害が無いように堅ろうに、かつ、傾きの無いように設置すること。

エ 1棟の建築物は、原則として1台の受信機で監視するものであること。

ただし、次のすべてに該当する場合は、この限りではない。

(ア) 同一敷地内に2以上の建築物（自動火災報知設備を設置するものに限る。

(ウ)において同じ。）があること。

(イ) 守衛室、事務所等の集中的な管理ができる火災受信所があること。

昭和 44 年 11 月 1 日
消防予第 250 号
昭和 44 年 11 月 1 日
消防予第 250 号

昭和 39 年 8 月 17 日
自消丙予発第 87 号

昭和 44 年 11 月 20 日
消防予第 265 号

昭和 44 年 11 月 1 日
消防予第 250 号

(ウ) 当該受信所と各建築物との間に、次に掲げる同時通話装置のいずれかが設けられていること。

- a 非常電話
- b インターホン
- c 構内電話で緊急割込み機能を有するもの
- d 副受信機（表示機）
- e 発信機（P 型 I 級・電話機付、T 型）

オ 倉庫等の平常時無人となる防火対象物で、別棟に常時人がいる守衛室、事務所等がある場合、前エ（ウ）に該当すれば自動火災報知設備が設置されていない当該守衛室、事務所等に受信機を設置することができるものとする。

カ 夜間など時間帯によって常時人のいる場所が守衛室、スタッフステーション等に移動する場合は、当該場所に副受信機等を設けること。

(4) 機器

ア 一の表示窓で複数の警戒区域を表示しないこと。

イ 煙感知器を接続させるものにあつては、原則として蓄積式のものとする。

ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りではない。

(ア) 中継器又は煙感知器に蓄積式のを設けた場合

(イ) 二信号式受信機を設けた場合

(ウ) その他非火災報に対する措置を有効に講じた場合

ウ 感知器等を他の設備と兼用する場合にあつては、火災信号を他の設備の制御回路等を中継しないで表示すること。

ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りではない。

(5) 警戒区域

ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。

イ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。

ウ 警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域のいずれかの部分に階段が設けられていること。

エ 階段、傾斜路にあつては、高さ 45m以下ごとに一の警戒区域とすること。

ただし、地階（地階の階数が一の防火対象物を除く。）の階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。

オ 階段、傾斜路、エレベータ昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合で、水平距離 50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。

ただし、頂部が3階層以上異なる場合にあつては、別警戒区域とすること。

カ 階数が2以下の防火対象物の階段及び廊下、通路等は、当該会の居室の警戒区域とすることができる。

キ 各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられる場合は、直通階段とみなして警戒区域を設定することができる。

昭和 44 年 11 月 1 日
消防予第 250 号

昭和 44 年 10 月 31 日
消防予第 249 号

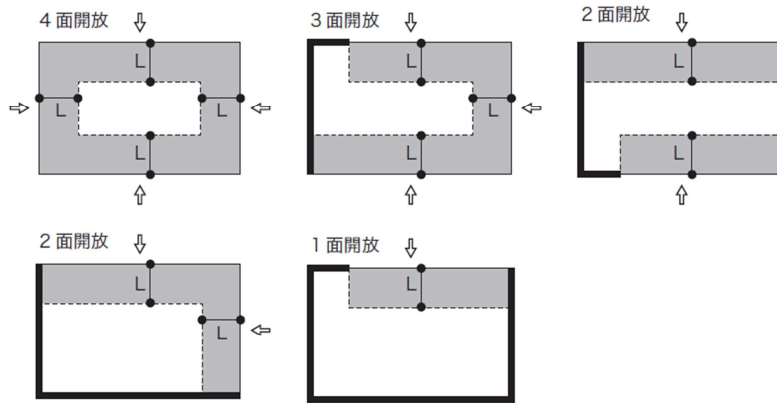
昭和 44 年 10 月 31 日
消防予第 249 号

昭和 44 年 11 月 20 日
消防予第 265 号

2 感知器

- (1) 省令 23 条第4項第1号口に規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは、外気に面するそれぞれの部分からおおむね5m以内の箇所をいうものであること。

ただし、上屋等の高さ、はり、たれ壁等の形態から判断して火災の発生を有効に感知することができる部分を除くものとする。



(L: 外気に面する 5m未満の場所 (■の部分) の例)

- (2) 次に掲げる場所には感知器を設置すること。

ア パイプシャフト又は造りつけの物入れの水平断面積が1㎡以上のもの

イ 床の間が2㎡以上のもの

ただし、はり等が煙感知器にあつては 0.6m以下、熱感知器にあつては 0.4m以下で区画されているものにあつては、この限りではない。

ウ 便所及び洗面所のうち、ヒーターを内蔵した機器が設置されているもの

- (3) 感知器の設置に係る選択基準については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」(平成3年 12 月6日付消防予第 240 号。以下「240 号通知」という。)によること。

- (4) 次に掲げる防火対象物の就寝施設として用いる居室は、省令 23 条第5項第6号の規定に関わらず、煙感知器を設けること。

ア 5項イ及び6項ロに掲げる防火対象物

イ 6項イ(1)から(3)に掲げる防火対象物

ウ 6項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる防火対象物

エ 16 項イ(前アからウまでに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物

- (5) 省令第 23 条第4項第2号に規定する取付け面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設置すること。

ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、収納庫にあつては、この限りではない。

$$\text{取付け面の高さ} = \frac{\text{取付け面の最高部} + \text{取付け面の最低部}}{2}$$

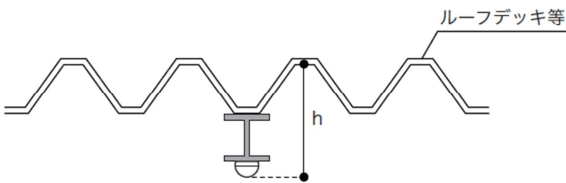
昭和 54 年 11 月 27 日
消防予第 228 号

昭和 44 年 11 月 20 日
消防予第 265 号

昭和 57 年6月7日
消防予第 132 号

(6) 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること。

昭和 57 年6月7日
消防予第 132 号



(7) 感知器は、前(1)及び(2)の規定により、それぞれの場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

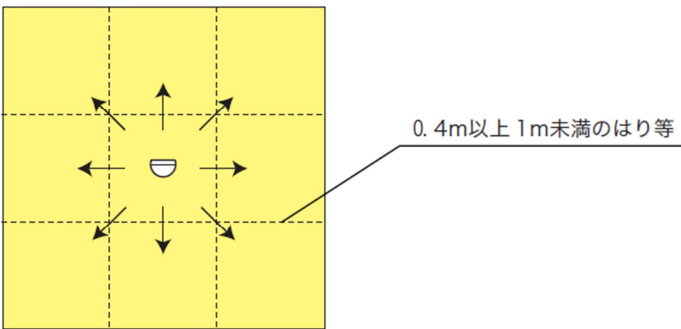
ただし、省令第 23 条第4項第2号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあつては、有効に火災を感知できる部分に限り政令第 32 条の規定を適用して、240 号通知に定める感知器を設置することができるものであること。

ア 小区画が連続してある場合

はり等の深さが 0.6m 以上（差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型にあつては 0.4m 以上）1m 未満のはり等により、差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型にあつては 0.4m 以上）1m 未満のはり等により、小区画が連続してある場合は、下表で定める範囲の感知区域を一の感知区域とみなすことができる。

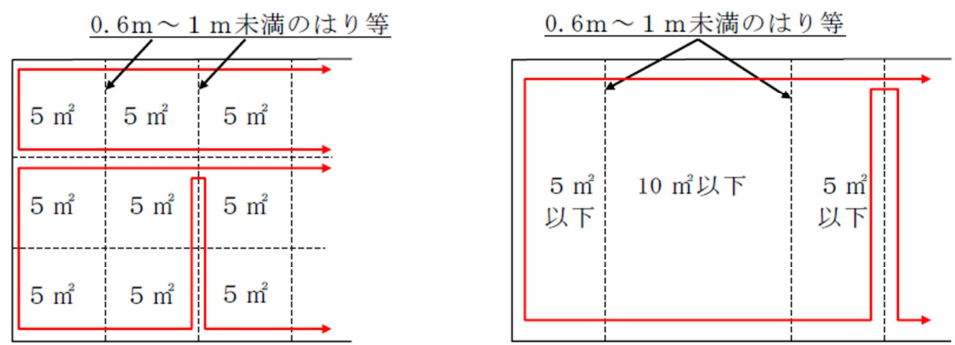
ただし、この場合、差動式分布型感知器は、隣接する区画の面積の合計が 20 m² 以下ごとに一の感知区域とし、区画ごとに 1 本以上の空気管を設置し、露出長が 20m 以上となるようにすること。

〔熱感知器（スポット型）の場合〕

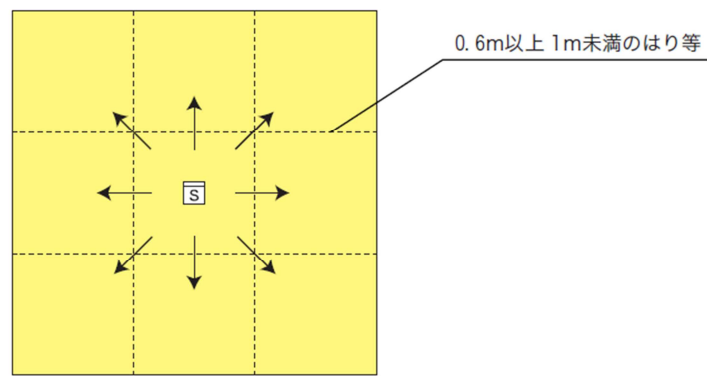


感知器の種類別	感知区域 建築物の構造	合計面積	
		耐 火	非耐火
差 動 式 ス ポ ッ ト 型	1 種	20m ²	15m ²
補 償 式 ス ポ ッ ト 型	2 種	15m ²	10m ²
定 温 式 ス ポ ッ ト 型	特 種	15m ²	10m ²
	1 種	13m ²	8 m ²
熱 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型		15m ²	10m ²

〔熱感知器（差動式分布型）の場合〕



〔煙感知器（スポット型）の場合〕



感知区域 感知器の種別		合計面積			
		4 m未満	4 m以上 8 m未満	8 m以上 15 m未満	15 m以上 20 m未満
煙 感 知 器	1 種	60m ²	60m ²	40m ²	40m ²
	2 種	60m ²	60m ²	40m ²	—
	3 種	20m ²	—	—	—

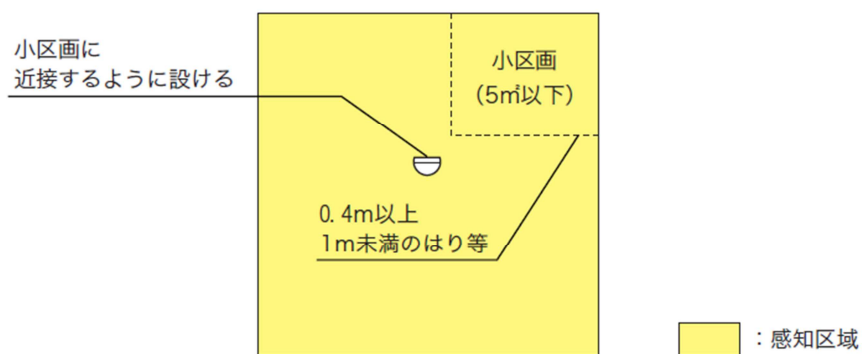
イ 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型にあっては0.4m以上）1m未満で区画された5㎡以下（煙感知器にあっては10㎡以下）の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。

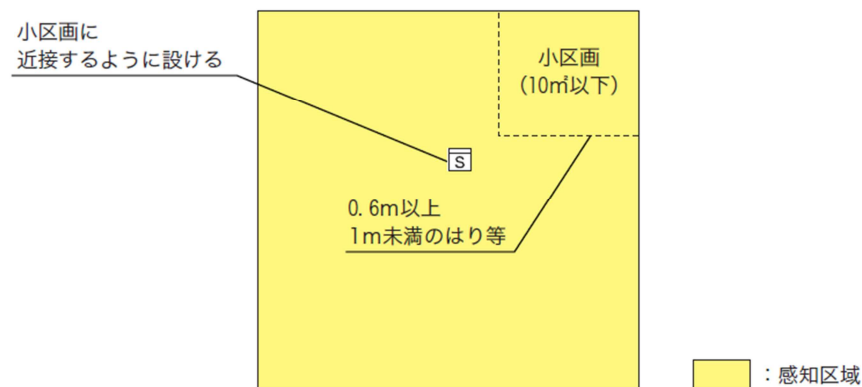
なお、この場合、差動式分布型感知器を除き、感知器は小区画に近接するように設けること。

ただし、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて規定されている感知区域の床面積の範囲内とすること。

〔熱感知器の場合〕



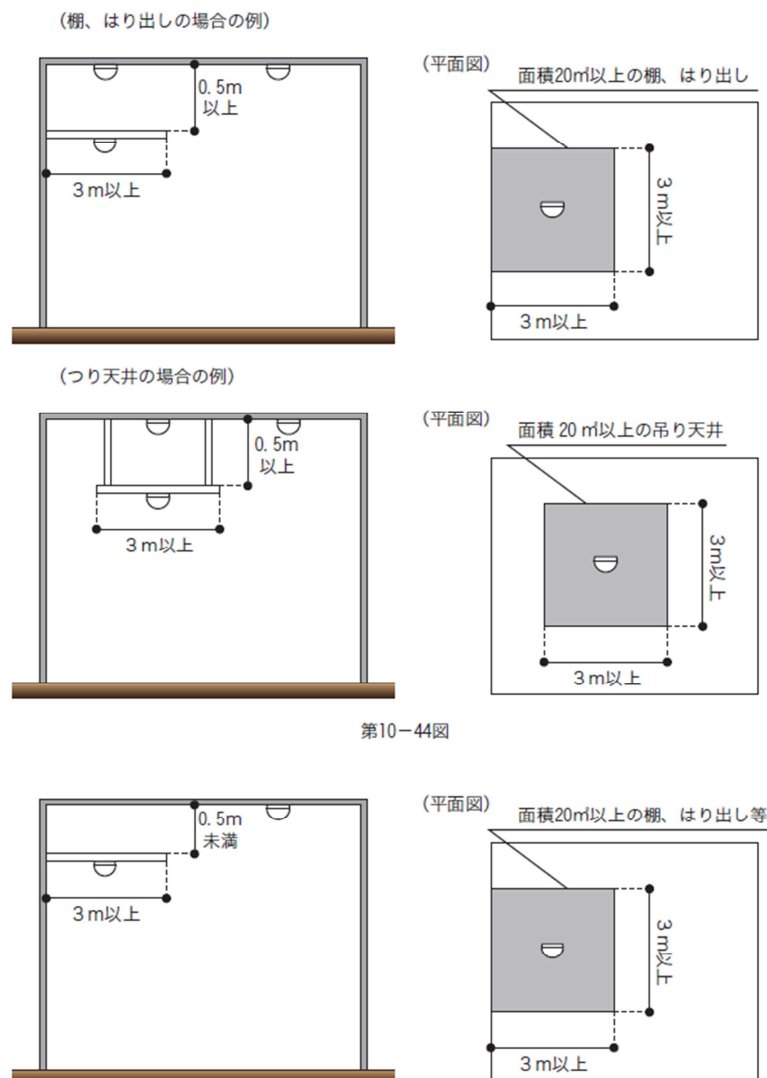
〔煙感知器の場合〕



ウ アコーディオンカーテン等で間仕切りされた部分は、それぞれ別感知区域とすること。

エ 取付け面の下方 0.5m以上の部分に短辺が3m以上、かつ、面積が 20 m²以上の棚又ははり出し等がある場合は、別の感知区域とすること。

なお、当該棚又は張出し等と取付け面との距離が 0.5m未満の場合は、当該棚又は張出し等に相当する天井面の部分には、感知器を省略することができる。



オ 押入等(天井と一体となった押入、物入等をいう。以下同じ。)の感知区域については、次によること。

(ア) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

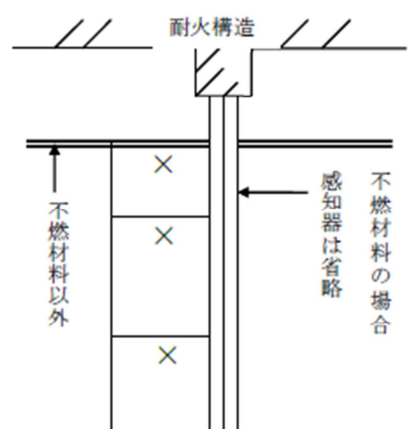
(イ) 感知器は、原則として押入等の上段部分に1個以上設けること。

ただし、当該押入等から出火した場合であっても隣室等への延焼のおそれがない構造とした場合又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りではない。

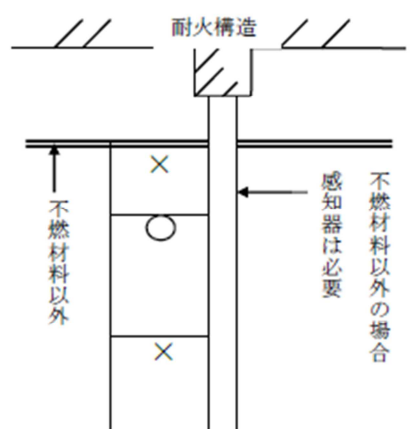
昭和 38 年 9 月 30 日
自消丙予発第 59 号

○印 感知器設置

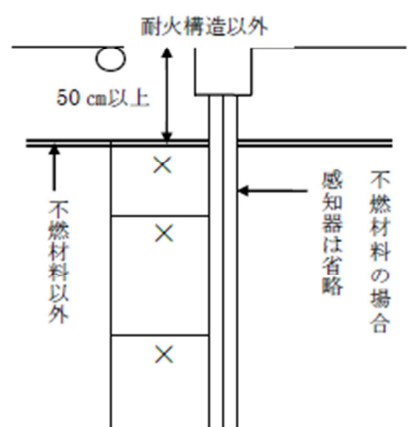
×印 感知器省略



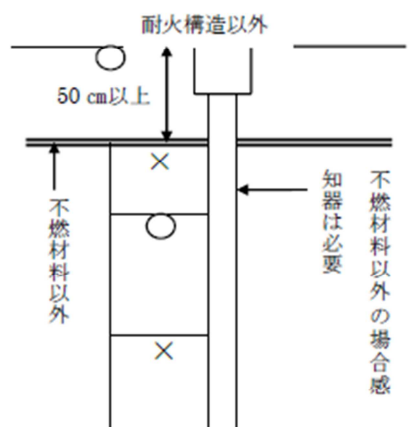
天井裏に感知器がない場合



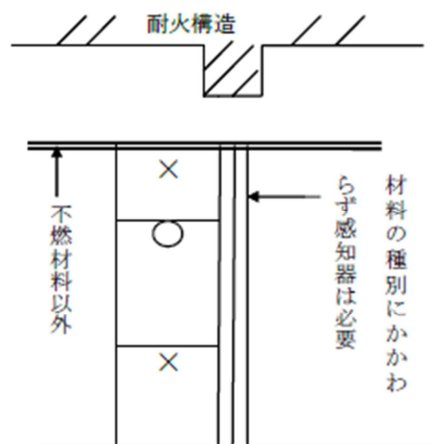
天井裏に感知器がない場合



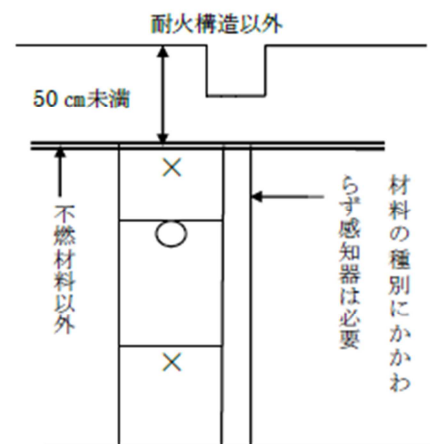
天井裏に感知器がある場合



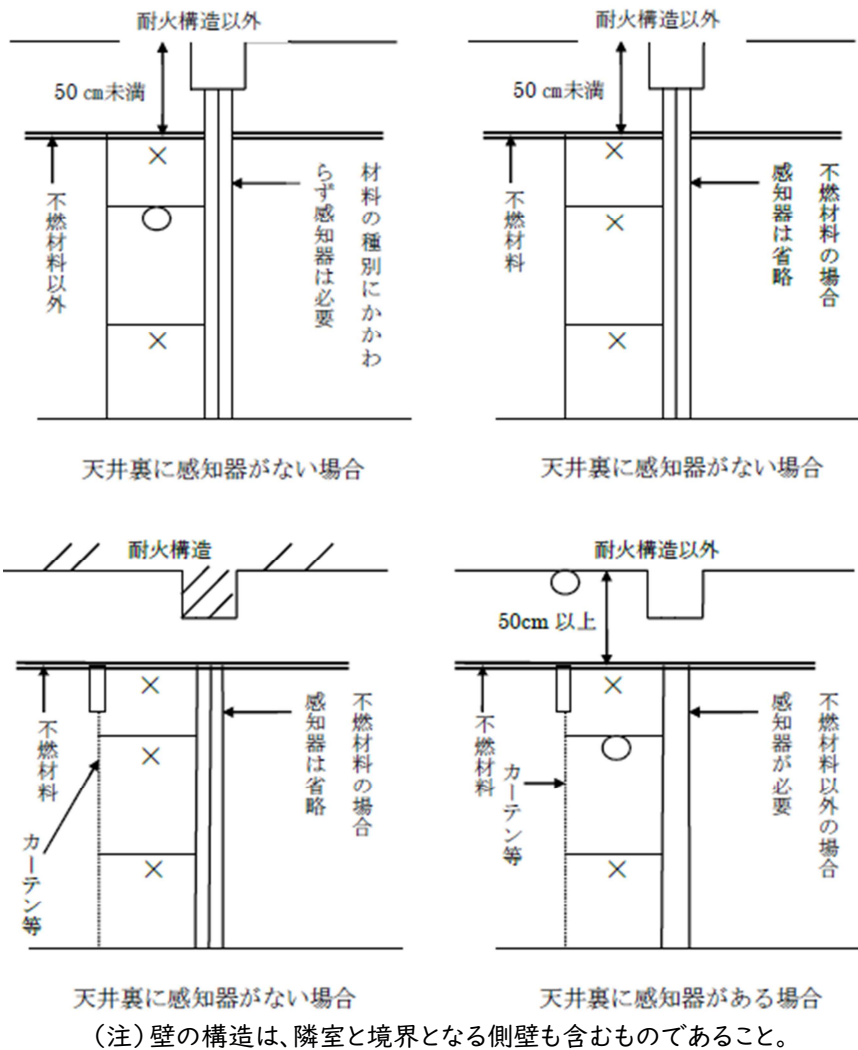
天井裏に感知器がある場合



天井裏に感知器がない場合



天井裏に感知器がない場合



カ 火災の感知を妨げる障害物がないこと。

キ スポット型の感知器は、一の感知区域内で極端に偏在しないよう設けること。

ただし、天井高さ4m未満の水平面に取付ける場合で、取付け面のどの部分から下図の距離以内となる場合は、この限りではない。

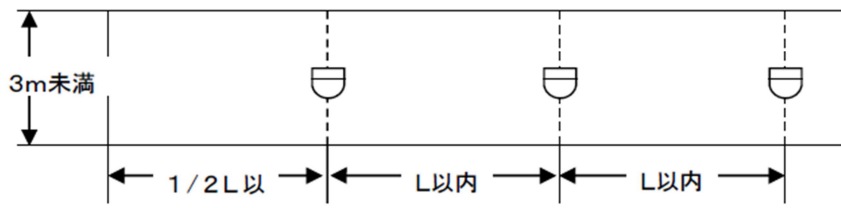
感知器種別 構造物	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		
	1種	2種	特種	1種	2種
耐火構造	9	8	8	7	4
その他構造	6	6	6	5	4

(単位:m)

ク 細長い居室等（幅員又は短辺が3m未満のものに限る。）に熱感知器を設置する際、天井面から0.4m以上の突き出したはり等がない場合には、建築構造と感知器種別に応じ、下表に示す歩行距離以内毎に1個以上の感知器を設置するものであること。

感知器 種別 建物構造	差動式 スポット型 補償式 スポット型		定温式 スポット型		熱アナログ式 スポット型
	1種	2種	特種	1種	
耐火構造	15m	13m	13m	10m	13m
その他構造	10m	8m	8m	6m	8m

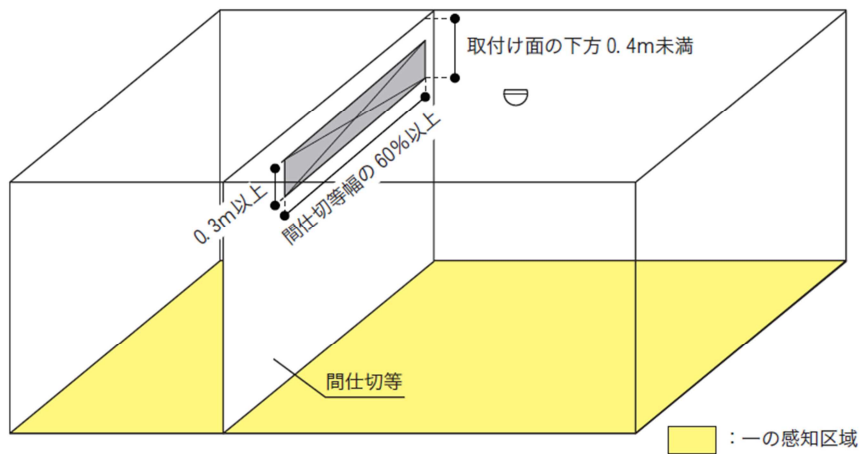
（例図）



（注）Lは歩行距離とする。

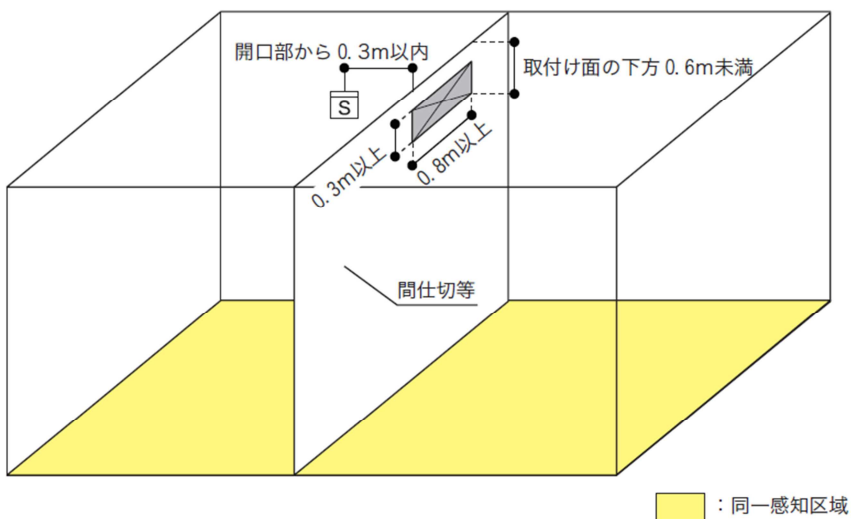
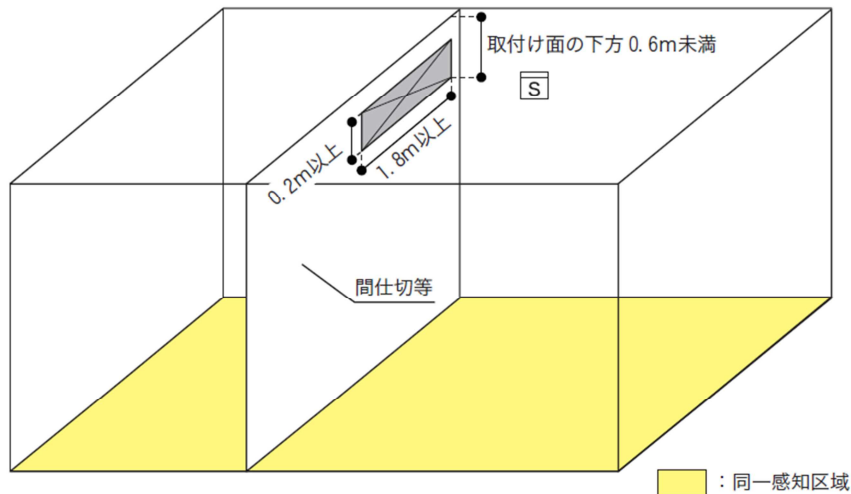
ケ 感知区域を構成する壁又ははり等（以下、この号において「間仕切り等」という。）について、次により、空気の流通する有効な開口部を設けた場合、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。

（ア）熱感知器（スポット型）については、間仕切り等の上方（取付け面の下方0.4m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方0.3m以上×長辺が間仕切り等の幅の60%以上）を設けた場合



(イ) 煙感知器（スポット型）については、間仕切り等の上方（取付け面の下方 0.6m 未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方 0.2m 以上×長辺 1.8m 以上）を設けた場合

また、間仕切り等の上部に開口部（0.3m 以上×0.2m 以上）を設け、その開口部から 0.3m 以内の位置に煙感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。



(8) 設置方法

ア 差動式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器

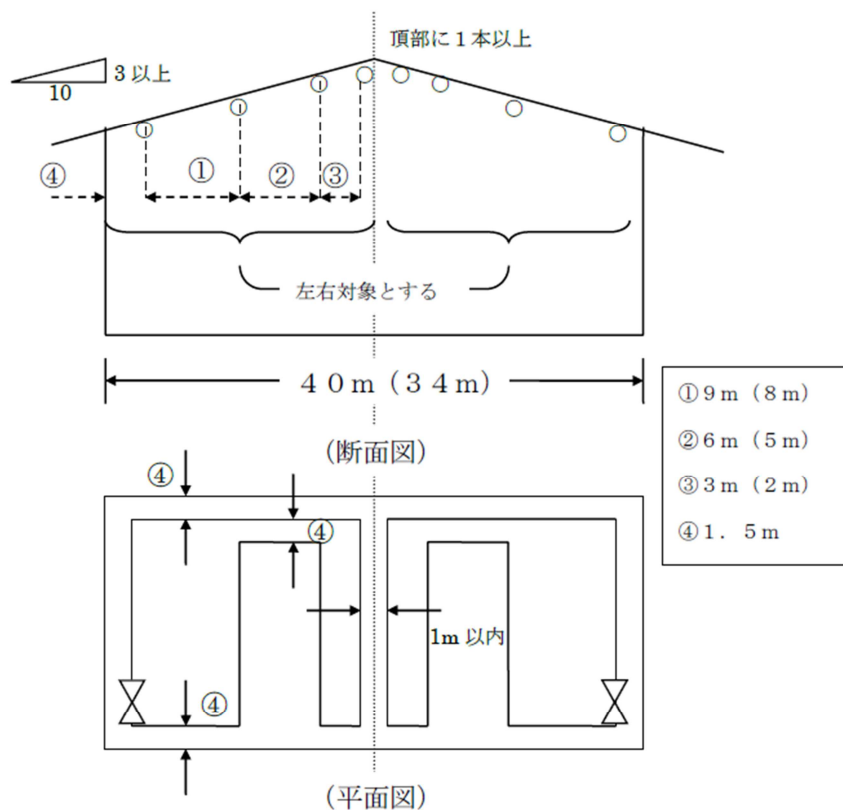
機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険がある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面が高い場所等）に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、検出器に表示された指定長さ以内とすること。

イ 差動式分布型感知器（空気管式のもの）

(ア) 空気管を敷設する場合で、メッセンジャーワイヤーを使用する場合（空気管とメッセンジャーワイヤーのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

(イ) 3/10以上の傾斜をもつ天井に敷設する場合は、建物の両端壁から、1.5mを除いた幅を、空気管の平均設置間隔（主要構造部を耐火構造としたものは6m、その他の構造は5m）以内となるように空気管の必要本数を割り出し、頂部に1本以上設置するか、頂部を密とし、空気管の平均間隔が6（5）m以下となるように設置すること。この場合の平均設置間隔とは空気管を平面天井に敷設するときの間隔（一辺省略の例）である。（下図参照）なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けることとし、粗となる空気管の間隔は9（8）mを超えないこと。

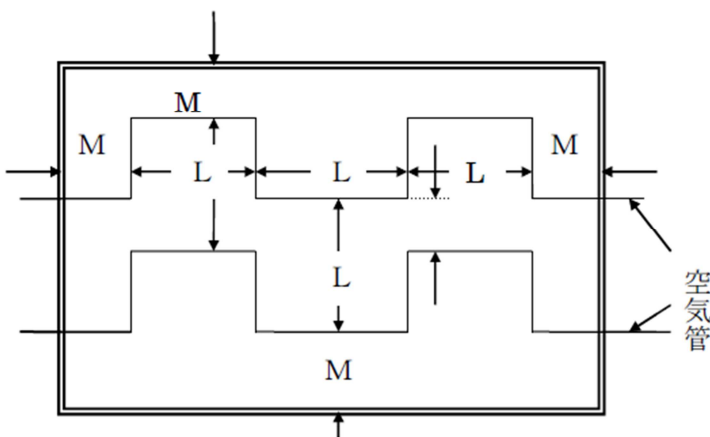
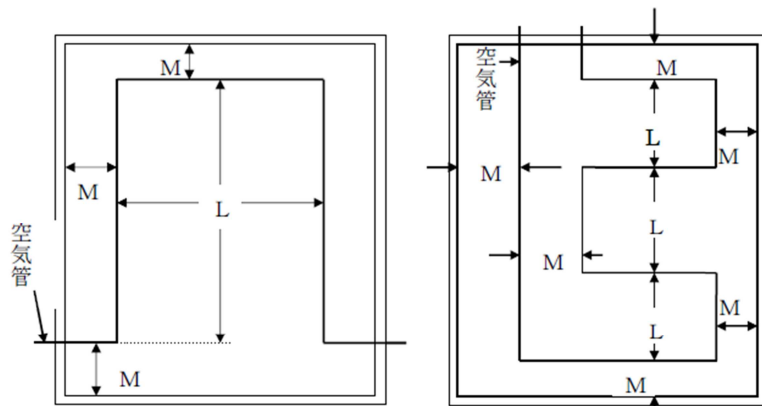
また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。

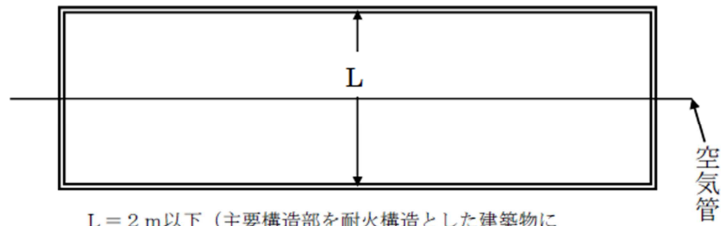


(ウ) 相対する空気管の相互間隔は、6m（主要構造部を耐火構造にしたものにあつては9m）以下とすること。

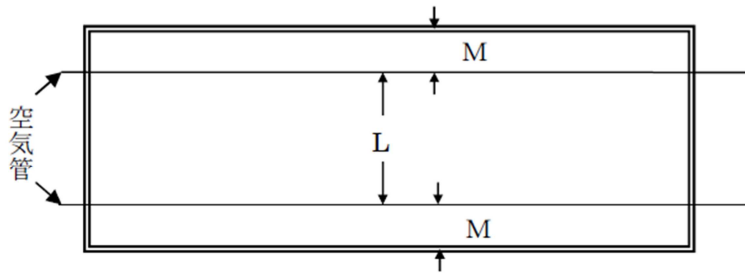
ただし、下図に示すように設けた場合は、これによらないことができる。

昭和 39 年 8 月 17 日
自消丙予発第 87 号





$L = 2 \text{ m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 3 m 以下）



$M = 1.5 \text{ m}$ 以下

$L = 5 \text{ m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 6 m 以下）

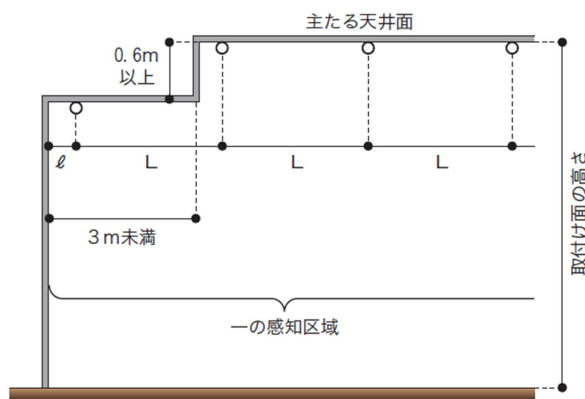
(エ) 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長さが 20 m に満たない場合は、二重巻又はコイル巻とすること。

(オ) 深さ 0.3 m 以上 0.6 m 未満のはり等で区画された小区画が連続してある場合は、はり等間隔が 1.5 m 以下の区画にあつては、1区画おきに設けることができる。

(カ) 天井面が 0.6 m 以上段違いとなっている場合は、それぞれ別の感知区域とすること。

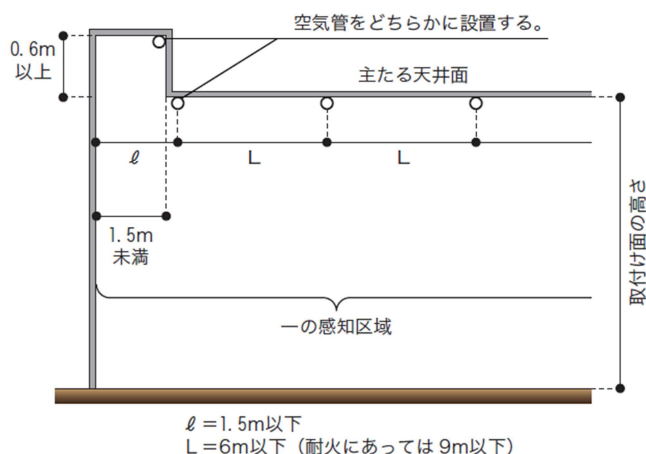
ただし、次のaからdのいずれかの場合は、一の感知区域とすることができる。

a 主たる取付け面より低い段違いが壁面側にある場合で、低い部分の幅が 3 m 未満の場合

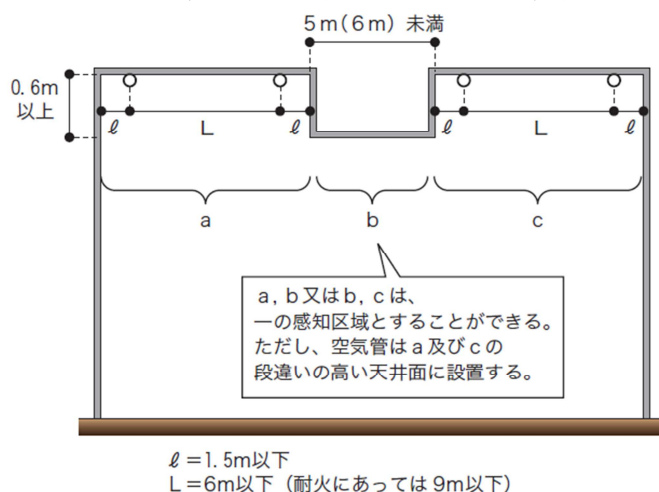


$l = 1.5 \text{ m}$ 以下
 $L = 6 \text{ m}$ 以下（耐火にあつては 9 m 以下）

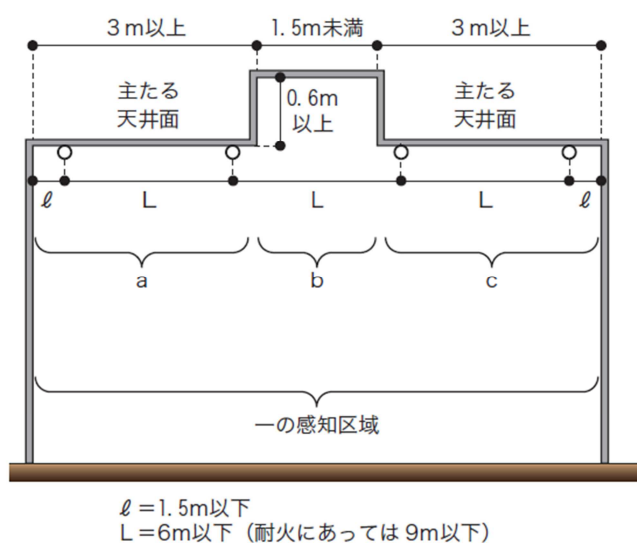
- b 主たる取付け面より高い段違いが壁面側にある場合で、高い部分の幅が1.5m未満の場合



- c 主たる取付け面より低い段違いが中央にある場合で、低い部分の幅が耐火構造にあっては6m (その他の構造にあっては5m) 未満の場合



- d 主たる取付け面より高い段違いが中央にある場合で、高い部分の幅が1.5m未満の場合



(キ) 検出部を異にする空気管が並行して隣接する場合は、その相互間隔を1.5m以内とすること。

(ク)一の検出部に接続する空気管の長さは100m以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。

(ケ)空気管は、ステップル等により、直線部分にあっては0.35m以内の等間隔に、接続部分又は屈曲部分にあっては5cm以内に確実に固定してあること。

また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。

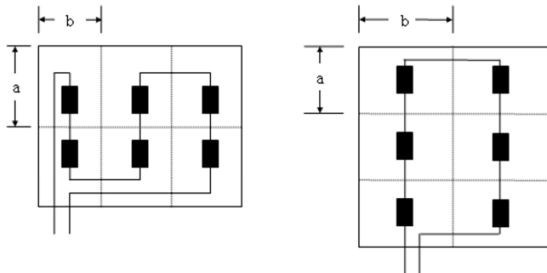
(コ)壁体等の貫通部には、保護管、ブッシング等を設けること。

(サ)空気管は、途中で分岐しないこと。

(シ)テックス又はボード等、天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう天井面に露出して設けること。

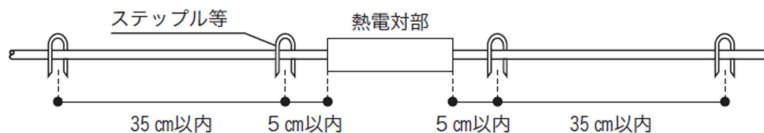
ウ 差動式分布型感知器（熱電対式のもの）

(ア)熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は、1:4.5以内となるように設定し、耐火構造の場合は、長辺が9.9mを超えないものとし、この場合の短辺は2.2mとすること。また、その他の構造の場合は、長辺9mを超えないものとし、この場合の短辺は2mとすること。



耐火構造の場合		その他の構造の場合	
$a \times b \leq 22 \text{ m}^2$		$a \times b \leq 18 \text{ m}^2$	
2.2×9.9	6×3.6	2×9	6×3
3×7.3	7×3.1	3×6	7×2.5
4×5.5	8×2.7	4×4.5	8×2.2
5×4.4	9×2.4	5×3.6	9×2

(イ)接続電線は、ステップル等により、直線部分にあっては35cm以内の等間隔に、熱電対の両端は5cm以内の接続電線部で留められ、熱電対は、屈曲しないようにすること。この場合、熱電対部には、ステップル等がかからないようにすること。



(ウ)壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

エ 定温式感知線型感知器

(ア)感知器の全長は、受信機の機能に支障がない長さ以下とすること。

(イ)一室に1個以上の端子板を設けること。

(ウ)感知器は、ステップル等により確実に留められていること。

昭和44年11月1日
消防予第250号

昭和44年11月1日
消防予第250号

昭和44年11月1日
消防予第250号

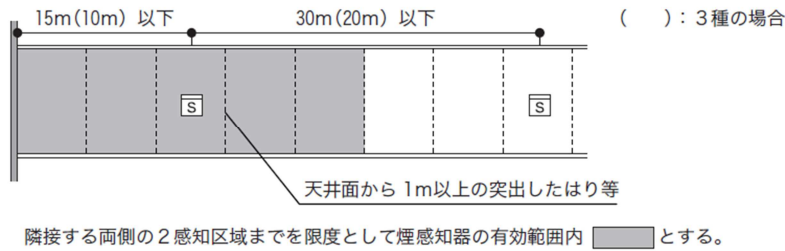
昭和44年11月1日
消防予第250号
平成14年9月30日
消防予第282号

昭和44年11月1日
消防予第250号

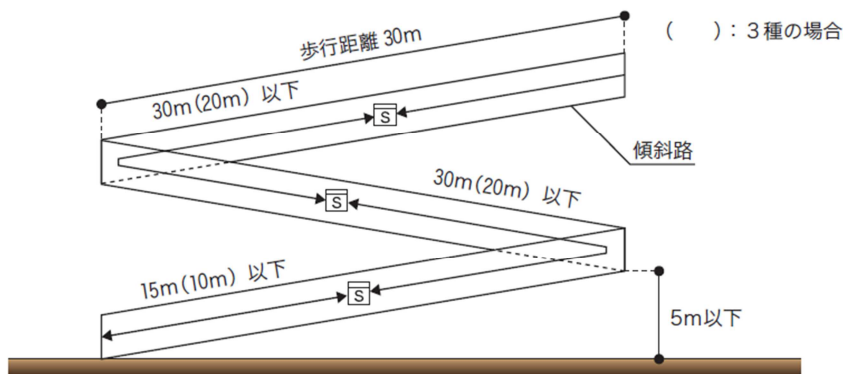
平成14年9月30日
消防予第282号
平成14年9月30日
消防予第282号

オ 煙感知器（スポット型）

（ア）地階、無窓階及びⅡ階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、下図の例により設けること。

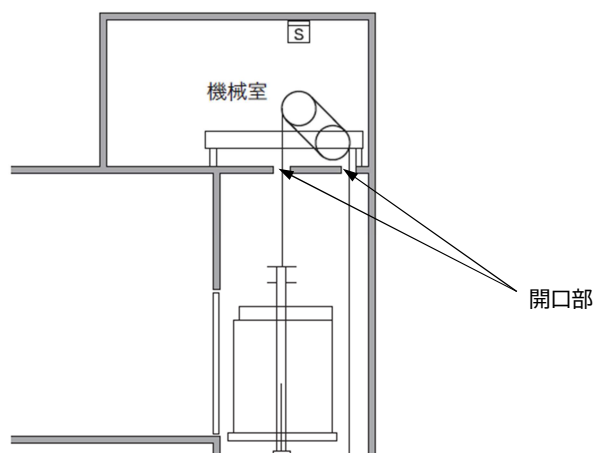


（イ）廊下及び通路に設ける場合について、歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、廊下及び通路に準じて設けること。



（ウ）エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡未満のもの、及び水平に区画されたものを除く。）は、最上部に1個以上設けること。

ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室を水平区画する床に開口部がある場合は、当該開口部の面積に関係なく機械室に設けることをもって足りるものとする。



（エ）低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（おおむね40㎡未満）に設ける場合は、出入り口付近に設けること。

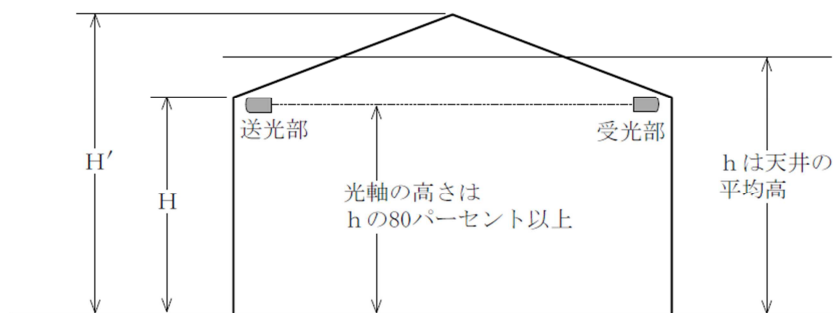
昭和44年10月31日
消防予第249号
昭和44年11月20日
消防予第265号

昭和44年11月20日
消防予第265号

カ 煙感知器（光電式分離型のもの）

光電式分離型感知器及び光電アナログ式分離型感知器の設置方法は、省令第23条第4項第7号の3及び第7項の規定によるほか、次によること。

- (ア) 感知器の光軸の高さは、原則として天井等の各部分の高さの80%以上に収まるように設定すること。
- (イ) 感知器は、壁、天井等に確実に取付けるとともに、衝撃、震動等により、光軸がずれないように措置すること。
- (ウ) 隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。
- (エ) 感知器に受信機等から電源を供給する配線は、省令第12条第1項第5号の規定に準ずること。
- (オ) 警戒区域が2以上となる場所に、感知器の光軸が交差するように設ける場合は、個々の感知器に対応して受信機の表示を設けること。
- (カ) 1種及び2種の種別を併せて有する光電式分離型感知器を取付ける天井等の高さは、15m未満の高さであること。
- (キ) 天井面が水平でない場合の光軸の高さは、次図によること。



(注) 傾斜天井の場合、天井の平均高は、 $h = \frac{H+H'}{2}$ による。

- (ケ) 送光部及び受光部は、非火災報時の処理や定期点検・調整等ができる場所に設置すること。
- (コ) 傾斜天井等、凹凸がある壁面を有する防火対象物の場合の監視区域の設定方法については、「光電式分離型感知器の設置に関する細目について」（昭和62年11月13日付消防予第193号）によること。

キ 多信号式感知器を設置する場合

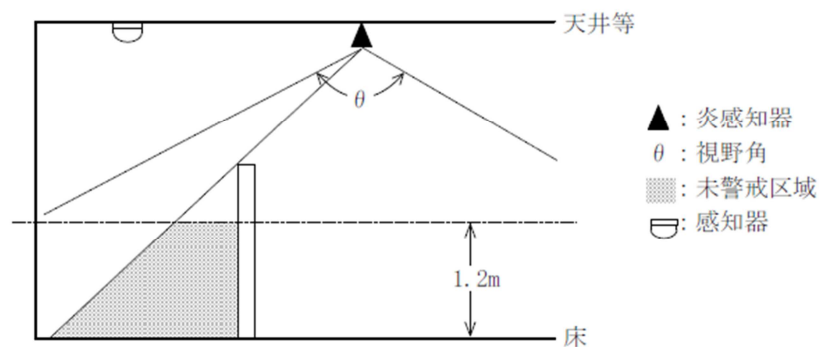
その種別によって決まる取付け面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において、該当する取付け面の高さの一番低い高さに設置できるものであること。

ク 炎感知器

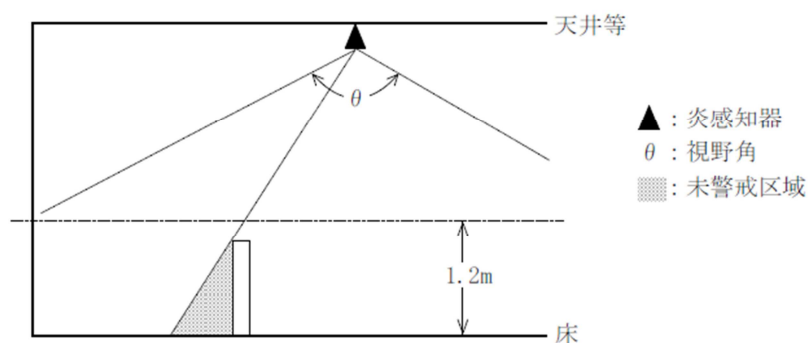
「自動火災報知設備の炎感知器の設置に係る技術上の基準の運用について」（平成3年6月24日付消防予第128号）によるほか、次によること。

- (ア) 感知器は、天井等又は壁に設けること。
- (イ) 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。

- (ウ) 感知器は、日光を受けない位置に設けるか、又は、日光による感知障害が生じないように光板等を設けること。
- (エ) 防火対象物の道路の用に供される部分以外に設ける場合、感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が、公称監視距離の範囲内となるように設けること。
- (オ) 防火対象物の道路の用に供される部分に設ける場合、感知器は、道路の各部分から当該感知器までの距離が、公称監視距離の範囲内となるように設けること。
- (カ) 感知器は屋内に設ける場合にあっては屋内型のものを、屋外に設けるものにあつては屋外型のものを、道路トンネルに設ける場合にあっては道路型のものを設置すること。ただし、文化財関係建築物の軒下又は床下及び物品販売店等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設置することができる。
- (キ) 次図のように監視空間に置かれた高さ1.2mを超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器（取付け面の高さ及び当該未警戒区域の面積に応じたもの。）を別に設置すること。



- (ク) 次図のように監視空間に置かれた高さ1.2m以下の物によってさえぎられる部分は感知障害がないものとして取扱うこと。（放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の自動起動装置として設置する場合も同じ。）



(ケ)規則第23条第4項第1号ロに規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」又は規則第23条第5項第5号に規定する「感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所」で、当該場所が次に掲げる部分及びこれらに類する部分で、可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合は、令第32条を適用して感知器の設置を免除して差し支えないこと。

α 開放廊下、開放階段及びバルコニー

β 車寄せの上屋及び建物のひさし等の下部

γ 荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部のうち、使用時間外等無人時において当該部分に可燃物がない等良好な防火管理が期待できるもの

(9) 感知器の設置を要しない場所

省令第23条第4項第1号イからハまでの規定によるほか、次によること。

ア 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所で、感知器の機能の保持が困難な場所

イ 温度の異常な上昇又は誘導障害により、非火災報を発するおそれのある場所

ウ 耐火構造の壁若しくは床又は特定防火設備その他これと同等以上のもので区画された金庫室

エ プール（更衣室、機械室、倉庫、売店等の付属施設を除く。）又はスケートリンク（滑走部分に限る。）

オ 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、当該部分の設備又は物件から出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる場所で、次に掲げるもの

（ア）浄水場、汚水処理場その他これらに類する用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみである部分

（イ）抄紙工場、サイダー、ジュース工場で洗浄、充てん作業場その他これらに類する部分

（ウ）不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取扱わない部分

カ 恒温室、冷蔵室、冷凍室その他これらに類する室で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置を設けてあるもの

キ 耐火構造又は簡易耐火構造の建築物の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分

ク パイプシャフト、エレベーターシャフト等で、特定主要構造部を耐火構造としたもの

昭和38年9月30日
自消内予発第59号

3 中継器

(1) 非常電源

前1(2)を準用すること。

(2) 設置場所

天井、壁及び床が準不燃材料で区画されており、かつ、開口部を防火設備とした

場所の点検に便利な箇所に設けられているか又は裸火を用いる火気使用設備から5m以上離れた位置に設けること。

ただし、金属製ボックスに納める等防火上有効な措置を講じた場合は、この限りではない。

4 発信機

設置場所にあつては、廊下、階段、出入口付近等、多数の者の目に触れやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

5 音響装置

音響装置は、次によること。

- (1) 音響効果を妨げるような障害物のある場所に設けないこと。
- (2) 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。
- (3) ベルの鳴動により、設備に振動を与えないように設けること。
- (4) 音色は、他の機器の騒音等と明らかに区別できること。
- (5) 省令第 24 条第1項第5号ハ、5号の2口による区分鳴動の場合は、「消防法施行規則の一部を改正する省令及び受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の運用について」(平成9年6月 30 日付消防予第 118 号)によること。

なお、省令第 24 条第1項第5号ハ、5号の2口による区分鳴動の方法は、下図によること。

5F						○	◎
4F						○	◎
3F					○	◎	
2F				○	◎		
1F			○	◎			
B1F	○	○	◎	○			
B2F	○	◎	○	○			
B3F	◎	○	○	○			

◎ 出火階
○ 鳴動階

- (6) 区分鳴動方式については、階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するものに設けた煙感知器が火災を感知した場合、地区音響装置は、鳴動しないものであること。

ただし、この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に報知できること。

- (7) 一斉鳴動方式については、省令第 24 条第1項第5号口の規定にかかわらず、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全域に有効に報知できること。

- (8) 省令第 24 条第1項第2号ホ(口)、第5号の2イ(口)に定めるダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するものとは、次に掲げる場所とする。

ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス、コンサートホール等で室内の音響が大きい

平成 14 年9月 30 日
消防予第 282 号
平成 14 年9月 30 日
消防予第 282 号

平成 14 年9月 30 日
消防予第 282 号

昭和 48 年 10 月 23 日
消防予第 140 号

平成 20 年8月 28 日
消防予第 200 号

ため、他の音響が聞き取りにくい場所

イ カラオケボックス等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

なお、ヘッドフォンの使用を提供する営業形態のものは、音響が聞き取りにくい場所に該当する。

(9) 省令第 24 条第 1 項第 2 号ホ(ロ)、第 5 号(ロ)、第 5 号の 2 イ(ロ)に定める「他の音響音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で 65dB 以上の音圧があることをいうものであること。

ただし、騒音が 65dB 以上ある場合は、次に掲げるア若しくはイいずれかの措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

ア 警報装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも 6dB 以上強くなるよう確保されていること。

イ 自動火災報知設備、非常警報装置の警報装置の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止すること。

(10) 非常放送設備の棟全体に政令第 24 条の技術上の基準に適合して設置され、かつ、自動火災報知設備と連動する場合は、地区音響装置の設置を省略できる。

なお、政令第 24 条の技術上の基準に適合せずに連動させる場合は、地区音響装置の設置を要するものとし、非常放送設備の放送と連動して地区音響装置の鳴動が停止する措置を講ずること。

(11) 屋上部分を遊技場、ビアガーデン等の用途の目的で使用する防火対象物にあっては、当該用途の使用部分に音響装置を設けること。

6 蓄積機能

(1) 蓄積式中継器

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性の外箱で覆うこと。

(2) 蓄積付加装置

ア 蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

イ 蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うものとする。

7 移報用装置等(自動火災報知設備と非常通報装置等の接続)

移報用装置(非常通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置等と、自動火災報知設備との接続装置)又は非常通報装置連動停止スイッチ箱(以下「移報用装置等」という。)は、次によること。

(1) 機器

ア 自動火災報知設備の受信機からの火災信号を中継し、警備保障会社等の保有する「防災通報受信装置」に移報するものにあつては、移報用装置(1型)とすること。

イ 自動火災報知設備の受信機の移報用端子がすでに使用されている場合に、誘導灯信号装置等をはじめとする他の消防・防災用設備等に移報するものにあつては、移報用装置(2型)とすること。

平成 20 年 8 月 28 日
消防予第 200 号

昭和 60 年 9 月 30 日
消防予第 110 号

平成 2 年 2 月 1 日
消防予第 12 号

ウ 移報用装置等は、日本火災報知機工業会の防災用機械器具等自主管理委員会において品質等が確認された合格品を使用すること。

(2) 設置方法等

ア 移報用装置等は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。

平成2年2月1日
消防予第12号

イ 連動停止スイッチ箱は、受信機又は非常通報装置等の直近で、点検が容易な位置に設けること。

ウ 移報用装置等を接続することにより、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。

エ 移報用装置等の電源は、停電時に電力を出力できる端子から供給されるものであること。この場合、当該電源の供給を受信機の停電時に出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有していること。

平成2年2月1日
消防予第12号

オ 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチを設け、かつ、停止している旨の表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。

平成2年2月1日
消防予第12号

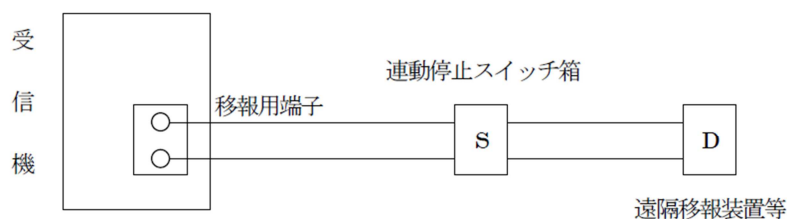
カ 受信機から移報用装置等までの配線は、省令第31条の3第5項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の仕様を定める件（平成元年消防庁告示第4号）別添28配線の基準（1）、外観試験に示す屋内配線に準じたものであること。

キ 受信機から移報用装置等を接続する場合は、移報用端子等の仕様を確認したうえで接続すること。

ク 即時通報装置及び警備会社が設置する遠隔通報装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。

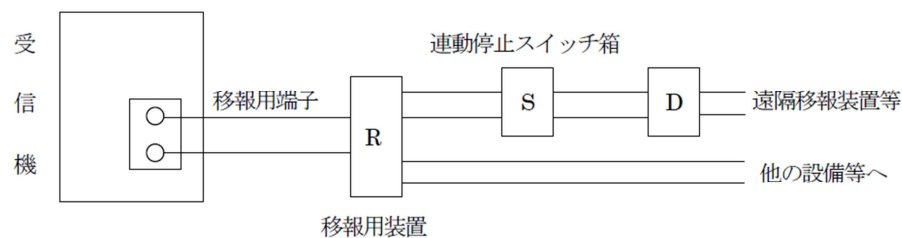
(3) 接続方法

ア 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合



(注) 移報用端子には「遠隔移報装置等用」である旨を表示すること。

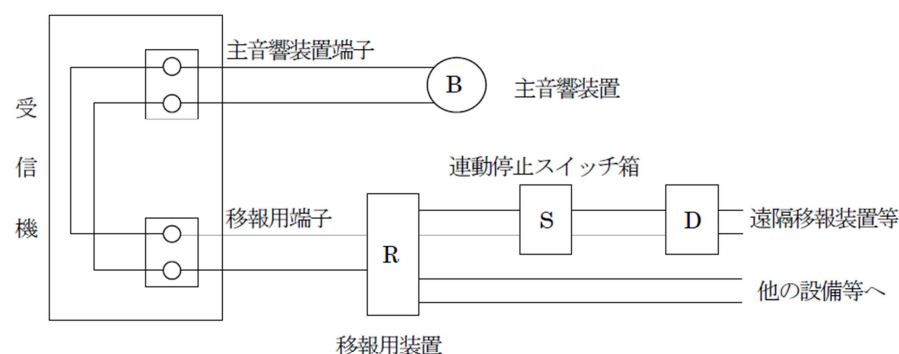
イ 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備等に使用されている場合



(注1) 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

(注2) 移報用装置の当該端子には「遠隔移報装置等用」である旨の表示をすること。

ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合



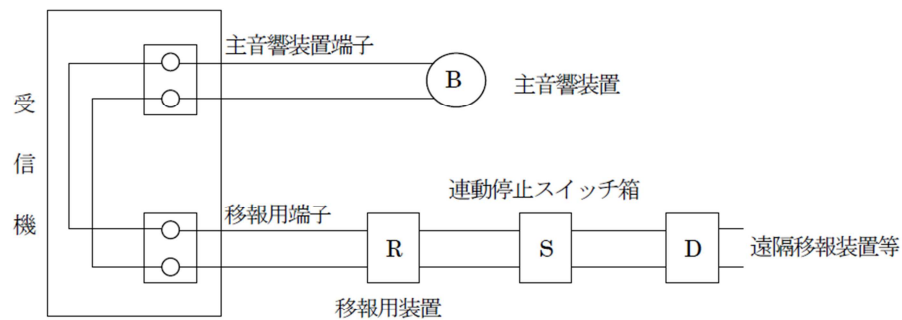
(注1) 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること

(注2) 移報用装置の当該端子には「遠隔移報装置等用」である旨の表示をすること。

(注3) 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

(注4) 接続用端子が設けられていない場合、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

エ 受信機に移報用端子が設けられていない場合



- (注1) 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には「遠隔移報装置等用」である旨の表示をすること。
- (注2) 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
- (注3) 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

8 付属品

付属品には、次のものを備えておくこと。

- (1) 予備電球
- (2) 予備ヒューズ
- (3) 取扱説明書
- (4) 受信機回路図
- (5) 予備品交換に必要な特殊工具
- (6) 警戒区域一覧図

昭和 44 年 11 月 1 日
消防予第 250 号

9 配線及び工事方法等

(1) 電線

配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は、下表の A 欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれ B 欄に掲げる規格に適合し、かつ、C 欄に掲げる導体直径若しくは導体の断面積を有するもの又は B 欄及び C 欄に掲げる電線に適合するものと同様以上の防食性、絶縁性、導電性及び引張り強さ等の性能を有するものであること。なお、耐火又は耐熱保護を必要とするものについては、「非常電源の基準」5によること。

昭和 39 年 8 月 17 日
自消丙予発第 87 号

A 欄	B 欄		C 欄
	規格番号	電線の名称	
屋内配線に使用する電線	JIS C 3306	ビニルコード	断面積 0.75 mm ² 以上
	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JCS 3416	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	導体直径 1.0 mm 以上
	JCS 3417	600V 耐燃性架空ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC)	導体直径 1.0 mm 以上
	JCS 4418	600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル	導体直径 1.0 mm 以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	導体直径 1.0 mm 以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JCS 4418	600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル	導体直径 1.0 mm 以上
架空配線に使用する電線	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	導体直径 2.0 mm 以上の硬銅線 (※1)
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	導体直径 1.0 mm 以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JCS 4418	600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル	導体直径 1.0 mm 以上
地中配線に使用する電線	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JCS 4418	600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル	導体直径 1.0 mm 以上
使用電圧 600V 以下の配線に使用する電線 (※2)	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	導体直径 0.5 mm 以上

○ JIS: 日本産業規格 JCS: 日本電線工業規格

備考

※1 径間が 10m 以下の場合、導体直径 2.0 mm 以上の軟銅線とすることができる。

※2 使用電圧 60V 以下の配線に使用する電線については、本表の B 欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれ C 欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(2) 配線及び工事方法

ア 屋内配線

屋内配線の工事は、次による金属管工事、硬質ビニル管（合成樹脂管）工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、ステップどめ工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法により行い、おのおの次に定める基準に適合したものとすること。

(ア) 金属管工事

- a 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 金属管は、JIS C 8305（電線管（鋼製））に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、管の厚さは 1.2 mm 以上とすること。
- c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないような、なめらかなものであること。
- d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管径の 4.5 倍以上とすること。
- e 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1 箇所のだわみ角度は 90 度以下とすること。
- f 屈曲部（直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。）が3箇所を超える場合又は金属管のわたり長さが 30m 以上の場合には、適当な箇所にプルボックス又はジョイントボックスを設けること。

なお、プルボックス又はジョイントボックスは、下記に適合するよう設けること。

- (a) 電線の接続が容易に行えるような場所に設けること。
- (b) ボックス内に水が浸入しないような措置を講ずること。
- g 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締め付けを十分に行うこと。
- h メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分電氣的に絶縁すること。

(イ) 硬質ビニル管（合成樹脂管）工事

- a 硬質ビニル管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 硬質ビニル管は、JIS C 8430（硬質ビニル電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の耐電性、引張り強さ及び耐熱性を有するものとすること。
- c 硬質ビニル管相互及び管とボックスの接続は、管の差し込み深さを管の外形の 1.2 倍（接着剤を使用する場合は 0.8 倍）以上とし、かつ、堅ろうに行うこと。
- d 管の支持点間の距離は、1.5m 以下、管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は 0.3m 以下とすること。
- e 温度又は湿度の高い場所に敷設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- f 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場所等には適当な防護措置を講ずること。
- g 壁体等を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。

(ウ) ケーブル工事

- a ケーブルを造営材の面に沿って取付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を 2m 以下とし、かつ、ケーブル被覆を破損しないように取付けること。

- b ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないように取付けること。
- c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場所等には、適当な防護措置を講ずること。
- d 壁体等を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。

(エ) 金属ダクト工事

- a 金属ダクト内には、電線の接続点を設けないこと。
ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りではない。
- b 金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆材を含む。）の総和は、ダクト内部断面積の 30%以下とすること。
- c 金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないような、なめらかなものであること。
- d 金属ダクト内の電線を外部に引き出す部分に係る工事は、金属管工事又は可とう電線管工事の例によること。
ただし、金属ダクトに収める電線がケーブルである場合は、この限りではない。
- e 金属ダクトは、厚さ 1.2 mm 以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。
- f 金属ダクトの支持点間の距離は 3m 以下とすること。
- g 金属ダクトは、さび止め等の防食措置を講じること。

(オ) ステップルどめ工事

- a 点検できない隠ぺい場所又は周囲温度が 60℃ 以上になる場所においては、この工事方法を用いないこと。
- b 外傷を受けるおそれがある場所、湿度の高い場所等に敷設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- c ステップルの支持点間の距離は 0.6m 以下とすること。
- d 壁体等を貫通させる部分は、がい管等を用いることにより、保護措置を講じること。
- e 立ち上がり又は引き下がり部分に木製線ぴ、金属線ぴ等を用いることにより保護措置を講じること。

(カ) 可とう電線管工事

- a 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないような、なめらかなものであること。
- c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場所等には、適当な防護措置を講ずること。
- d 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットと架空配線に用いる支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱、鉄柱又は鉄塔のいずれかによること。

イ 地中配線

地中配線の工事は、引き入れ式、暗きょ式又は直接式工事により行い、おのおの次に定める基準に適合したものとすること。

(ア) 引き入れ式(管路式)

- α 地中電線を収める管は、水が浸入しないように敷設すること。
- β 地中電線を収める管は、ガス管、ヒューム管、硬質ビニル管等堅ろうなものを使用し、かつ、車両その他の重量物の重力に耐えるよう敷設すること。

(イ) 暗きょ式

- α 地中電線を収める暗きょは、水が浸入しないように敷設すること。
- β 地中電線を収める暗きょは、鉄筋コンクリート等堅ろうなもので造り、かつ、車両その他の重量物の重力に耐えるよう敷設すること。

(ウ) 直接式

- α 地中電線の埋設深さは、車両その他の重量物圧力を受けるおそれがある場所は 1.2m 以上、その他の場所は 0.6m 以上とすること。
- β 地中電線は、コンクリート製のトラフ、ガス管、ヒューム管等の堅ろうなものに収めて敷設すること。

ただし、次の(α)又は(β)のいずれかの場合で、幅 20 cm 厚さ 2cm 以上の木板等で上部を覆った場合は、この限りではない。

(α) 地中電線にパイプ型圧力ケーブルを使用する場合

(β) 車両その他の重量物の重力を受けるおそれのない場所に敷設する場合

(エ) 引き入れ式、暗きょ式及び直接式共通事項

- α ハンドホール又はマンホールは、ケーブルの引き入れ及び曲げに適するもので、構造は、コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものとし、底部には水抜きを設けること。
- β ケーブルの接続は、ハンドホール、マンホール等容易に点検ができる箇所で行うこと。
- γ 引き込み口及び引き出し口は、水が屋内に侵入しないように、引き入れ式又は直接式の貫通管を屋外に傾斜させること。
- δ 火災報知設備用のケーブルと電力ケーブルとは 0.3m 以上(ケーブルが特別高圧用の場合は 0.6m 以上)離すこと。

ただし、電磁的な遮蔽を行い、かつ、耐火性能を有する隔壁等を設けた場合は、この限りではない。

- ε 直接式の場合は、ケーブルの曲がり場所等にケーブルを敷設した旨の標識を設けること。

ウ 架空配線

架空配線は、次の各号に適合するものであること。

(ア) 支持物

木柱、コンクリート柱等の支持物は、根入れを支持物の全長の6分の1以上とし、かつ、埋設深さは 0.3m 以上とすること。

(イ) 支線及び支柱

支線及び支柱は、次のα及びβに適合するものであること

- α 支線は、その素線の直径が 3.2 mm 以上の亜鉛メッキ線又はこれと同等以上の防食性能及び引張り強さを有するものを用い、素線は3条以上のより合わせをしたものを使用すること。
- β 支線と支持物は、堅固に取付けること。

(ウ) 架空電線と他の物体との接近又は交差

- α 火災報知設備に使用する架空電線(この項において「架空電線」という。)と低圧電線等が接近する場合、架空電線と低圧架空電線との水平距離は1m以上とすること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (a) 低圧架空電線が高圧絶縁電線又はケーブルであって、架空電線と低圧架空電線との水平距離が0.3m以上である場合

- (b) 低圧架空電線が引き込み用ビニル絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線であって、架空電線と低圧架空電線との離隔距離が0.6m以上である場合

- (c) 架空電線と低圧架空電線との垂直距離が6m以上である場合

- β 架空電線と高圧架空電線とが接近する場合、架空電線と高圧架空電線との水平距離は1.2m以上とすること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (a) 高圧架空電線が高圧絶縁電線であって、架空電線と高圧架空電線との離隔距離が0.8m以上である場合

- (b) 高圧架空電線がケーブルであって、架空電線と高圧架空電線との離隔距離が0.4m以上である場合

- (c) 架空電線と高圧架空電線との垂直距離が6m以上である場合

- γ 架空電線と他の架空電線路の支持物との離隔距離は、低圧架空電線にあつては0.3m以上高圧架空電線路にあつては0.6m以上(電線がケーブルである場合は0.3m以上)とすること。

- δ 架空電線と植物、建築物等との離隔距離は0.3m以上であること。

- ε 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の上に敷設しないこと。

ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線との間に保護網を設置した場合は、この限りではない。

- ζ 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線と接近する場合で、架空電線を低圧架空電線又は高圧架空電線の上に敷設する場合は、相互間の水平距離は、架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。

- η 架空電線の高さは、次の(α)から(γ)までに適合するものであること。

- (α) 道路を横断する場合は、地表上6m以上とすること。

- (β) 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上とすること。

- (γ) (α)又は(β)以外の場合は、地表上5m以上とすること。

ただし、道路以外の箇所に敷設する場合は、地表上4m以上とすることができる。

- θ 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線とを共架する場合は、次の(α)から(γ)までに適合するものであること。

- (α) 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の下に敷設すること。

- (β) 架空電線と他の架空電線との離隔距離は、各電線が低圧架空電線にあつては、0.75m以上、高圧架空電線にあつては1.5m以上とすること。

- (γ) 架空電線は、他の架空電線により誘導障害が生じないように敷設すること。

(エ) その他

その他の架空電線は、次に適合するものであること。

- α 釣り線配線（メッセンジャーワイヤー）に用いるつり線は、亜鉛メッキ鋼より線とし、その太さは下表に適合するものであること。

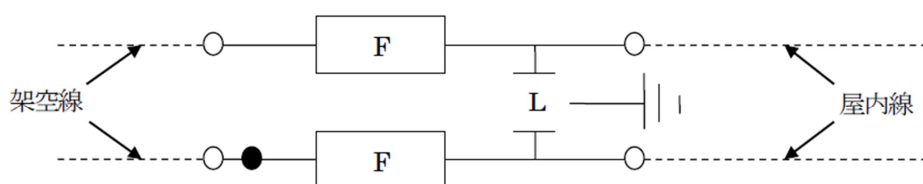
ケーブルの種類	ちょう架用の線の太さ (mm ²)
ケーブル 0.65 mm 10PC 以下	断面積 22
ケーブル 0.65 mm 20PC 以下	断面積 30
ケーブル 0.65 mm 50PC 以下	断面積 45
ケーブル 0.65 mm 100PC 以下	断面積 55

注 PC:線の対数

- b 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないように敷設すること。
- c 架空電線の引き込み口及び引き出し口には、がい管又は電線管を用いること。
- d 架空電線の架空部分の長さの合計が 50mを超える場合は、受信機の引き込み口にできるだけ接近した架空電線と屋内配線の接続点に下図に掲げる保安措置を講ずること。

ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りではない。

- (a) 架空電線が有効な避雷針の保護範囲内にある場合
- (b) 屋外線が設置された架空ケーブル又は地中ケーブルだけの場合



F: 定格電流7A 以下の自動遮断器
L: 交流 500V 以下で作動する避雷器
E: D 種設置工事

エ 屋側配線

屋側配線は、次に適合するものであること。

- (ア) 金属管、硬質ビニル管（合成樹脂管）、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合は、その支持点間の距離は2m以下とすること。
- (イ) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造影剤に敷設する場合は、十分電氣的に絶縁すること。

オ 接地

接地は、次に定めることにより行うこと。

- (ア) 接地線は、導体直径 1.6 mm以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。
- (イ) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を入れないこと。

10 無線式自動火災報知設備に関する基準

火災が発生した旨の信号を無線により発信し又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合は、従来どおりの設置基準に従って設置し、その上で無線式の場合には、確実に信号を発信又は受信できる位置を選定して設置する必要があること。

なお、無線式感知器等及び受信機の構造及び機能は、省令第24条第1の2号イ及びロ並びに省令第24条の2第6号によるほか、次に掲げる省令、告示等の基準によること。

- (1) 無線式受信機の機能（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第13条の2関係）
- (2) 無線式感知器の構造及び機能（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）第8条第16号関係）
- (3) 無線式受信機中継器の構造及び機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号）第3条第16号関係）
- (4) 無線式地区音響装置の構造及び機能（地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号）第3第11号関係）
- (5) 無線式発信機の構造及び機能（感知器省令第34条の2関係）
- (6) 無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について（平成21年3月23日付消防予第119号）第1、別紙及び別添1によること。

11 特定小規模施設用自動火災報知設備に関する基準

(1) 設置対象

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特小省令」という。）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が300㎡未満のもの（クを除く。）に設置することができる。

ア 政令別表第一2項ニ、5項イ、6項イ(1)から(3)まで及びロ、13項ロ並びに17項に掲げる防火対象物

イ 政令別表第一6項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ウ 政令別表第一9項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの

エ 政令別表第一16項に掲げる防火対象物のうち、前アからウまでの用途に供される部分

オ 特定一階段防火対象物

カ 政令別表第一16の2項に掲げる防火対象物の部分で、前ア及びイの用途に供されるもの

キ 政令別表第一に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該階の床面積が200㎡以上のもの

ク 前エに掲げる防火対象物以外の政令別表第一16項イに掲げる防火対象物（同表5項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、5項イに

掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。)のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの

(2) 設置基準

前1から9まで及び次に掲げる省令、告示等の基準によること。

ア 特小省令

イ 感知器省令

ウ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準
(平成20年消防庁告示第25号)

エ 無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について(平成21年3月23日付消防予第119号)第2、別紙及び別添2、3、4によること。